

IV. 多様な入札契約方式の選択・活用

【指針本文】

IV. 多様な入札契約方式の選択・活用

各発注者は、工事及び業務の発注に当たっては、本指針及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事及び業務の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式¹⁾の中から**適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせ**て適用するよう努める。

1 工事

1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

(1) 契約方式の選択

(契約方式の概要)

主な契約方式（契約の対象とする業務及び施工の範囲の設定方法）は、以下のとおりである。

(a) 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式

- ・ 工事の施工のみを発注する方式
別途実施された設計に基づいて確定した工事の仕様によりその施工のみを発注する方式
 - ・ **設計・施工一括発注方式²⁾**
構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式
 - ・ **詳細設計付工事発注方式²⁾**
構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式
 - ・ **設計段階から施工者が関与する方式（ECI）方式³⁾**
設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式（施工者は発注者が別途契約する設計業務への技術協力を実施）
 - ・ **維持管理付工事発注方式**
施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する方式
 - ・ **設計・施工・維持管理一括発注方式**
設計と施工を一括して発注することに加え、工事完成後の維持管理業務を一体的に発注する方式
- (b) 工事の発注単位に応じた契約方式
- ・ **包括発注方式**
既存施設の維持管理等において、同一地域内での複数の種類の業務・工事の一つの契約により発注する方式
 - ・ **複数年契約方式**
継続的に実施する工事に関して複数の年度にわたり一つの契約により発注する方式

参考

¹⁾ 例えば、「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

²⁾ 例えば、「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル（案）」（国土交通省）を参照すること。

³⁾ 例えば、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の適用ガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

【解説】

○ 適切な入札契約方式を選択し、又は組み合わせ¹⁾

入札契約方式は多様であるが、その性格等に応じて、主に以下の要素で構成される。

- (1) 契約方式 : 契約の対象とする業務及び施工の範囲の設定方法
- (2) 競争参加者の設定方法 : 契約の相手方を選定する際の候補とする者の範囲の設定方法
- (3) 落札者の選定方法 : 契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方とする者を選定する方法
- (4) 支払い方式 : 業務及び施工の対価を支払う方法

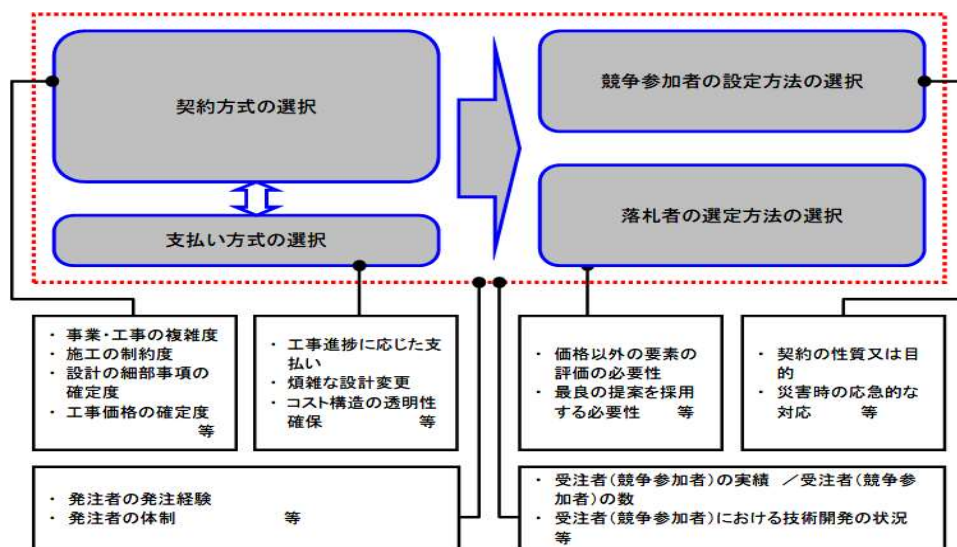
入札契約方式は、各要素毎にそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて、適切な方式を選択し、組み合わせて適用されるものである。

国土交通省では、発注者による適切な入札契約方式の選択が可能となるよう、多様な入札契約方式を体系的に整理し、その導入・活用を図ることを目的として、平成27年5月に、「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」をとりまとめた。

【「契約方式」「競争参加者の設定方法」「落札者の選定方法」「支払い方式」の全体像】

契約方式 3-1	競争参加者の設定方法 3-2	落札者の選定方法 3-3	支払い方式 3-4
工事の施工のみを発注する方式	一般競争入札	価格競争方式	総価契約方式
設計・施工一括発注方式		総合評価落札方式	総価契約単価合意方式
詳細設計付工事発注方式	指名競争入札	技術提案・交渉方式	コスト＋フィー契約・オープンブック方式
設計段階から施工者が関与する方式(ECI方式)		段階的選抜方式	単価・数量精算契約方式
維持管理付工事発注方式	随意契約		
包括発注方式			
複数年契約方式 <small>など</small>			

【入札契約方式の選択において考慮する事項】



出典)「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」(平成27年5月国土交通省)

(参考資料)

1)「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」(平成27年5月国土交通省)

○ 事業プロセスの対象範囲に応じた契約方式

事業プロセスは、例えば「調査・計画」、「概略設計」、「予備設計」、「詳細設計」、「施工」及び「維持管理」という段階に分けて考えることができる。契約方式については、業務及び施工の段階の範囲に応じて、以下のとおり整理することができる。

【事業段階と調達範囲の例】

		調査・計画	概略設計	予備設計	詳細設計	施工	維持管理
工事の調達を詳細設計が完了した段階で行う(工事の施工のみを発注する方式)	調査・計画/設計者	■	■	■	■		■
	施工者					■	
工事の調達を予備設計段階で行う(設計・施工一括発注方式)	調査・計画/設計者	■	■	■			
	施工者			■	■	■	
工事の調達を詳細設計段階で行う(詳細設計付工事発注方式)	調査・計画/設計者	■	■	■	■		
	施工者				■	■	
工事調達に加え施工者による設計段階での技術協力を調達する(ECI方式)	調査・計画/設計者	■	■	■	■		
	施工者		■	■	■	■	
工事調達に加えて施工者による維持管理業務を調達する(維持管理付工事発注方式)	調査・計画/設計者	■	■	■	■		
	施工者					■	■

出典)「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」(平成27年5月国土交通省)

○ 設計・施工一括発注方式、詳細設計付工事発注方式

1)

施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計や、施工者の固有技術を活用した合理的な設計を図る方式として、設計・施工一括発注方式、詳細設計付工事発注方式がある。

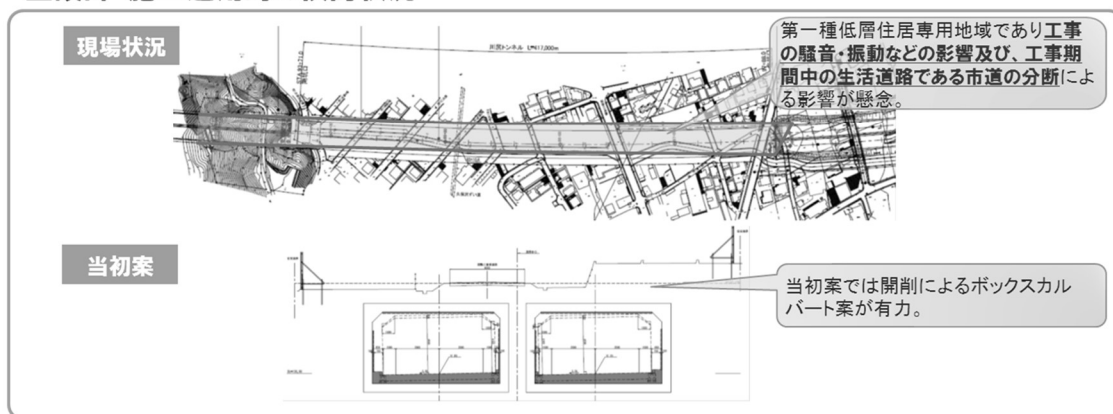
設計・施工一括発注方式は、構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式であり、詳細設計付工事発注方式は、構造物の構造形式や主要諸元、構造一般図等を確定した上で、施工のために必要な仮設をはじめ詳細な設計を施工と一括して発注する方式である。

設計・施工一括発注方式を適用した事例については、以下のとおりである。

【設計・施工一括発注方式を適用した事例（関東地方整備局）】

工事名	さがみ織貫川尻トンネル工事
工期(当初)	平成21年3月6日～平成24年3月31日
工事内容	実施設計:トンネル工(417m)、坑門工1式 実施施工:同上

■設計・施工適用時の検討状況



■設計・施工一括発注方式の導入効果

- ・土被りが小さく、従来の一般的な技術では開削方式によらざるを得ない状況であったが、対象区間には生活道路が複数横断し第一種低層住居専用地域であることから、施工に伴う生活道路の分断、騒音・振動等が大きな懸念事項であった。
- ・適用判断時期においては、トンネルの完成が事業全体のクリティカルポイントとなっており、工期を極力短縮する必要があった。
- ・こうした中で、提案されたシールド工法を採用することで、生活環境への影響を小さなものとし工期短縮も図れた。

項目	具体的な効果の内容	設計・施工分離発注では効果が得にくい理由	効果の程度
①工事コストの縮減効果	・施工者が有する工法により、シールド機での施工が可能となり、全体的にはコスト縮減に繋がった。 ・大型複合アーチ断面、小土被り、上下線の近接施工等が可能となり、掘削断面が縮減され残土処理が減少した。	・工事コストの縮減は求めていなかったが、結果として工事的物の設計と工法を一体的に検討できたことにより効果が得られた。	定量的な効果の程度は不明
②工事コスト以外のコスト縮減	—	・工事コスト以外のコスト縮減は求めていなかった。	—
③工期の短縮(現場の施工期間短縮)	・施工者が有する工法と大型複合アーチ断面の採用、セグメントの工夫により、工期短縮が図られている。	・施工者が有する開発技術による構造形式やセグメントの工夫であるため、施工者が関与しないとできない提案と考えられる。	想定工期の53%程度になっている
④耐久性・維持管理性の向上	・セグメントの耐久性能向上が図られている。	・標準的な開削工法の現場打ちコンクリートを想定している分離発注では、左記のような効果は得られなかった。	定量的な効果の程度は不明
⑤周辺環境への影響低減(環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源又はリサイクル)	・施工者が有する掘削工法の提案により、地形変化が無くなることで周辺環境への影響が低減されている。	・工事的物の設計と工法を一体的に検討しなければ、左記のような効果は期待できなかった。	定量的な効果の程度は不明

出典) 国土交通省作成資料

(参考資料)

1) 「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル(案)」(平成21年3月国土交通省)

設計・施工一括発注方式及び詳細設計付工事発注方式の適用によるメリットとして、効率的・合理的な設計・施工の実施や工事品質の一層の向上などが考えられる。

【設計・施工一括発注方式及び詳細設計付工事発注方式の適用により考えられるメリット・デメリット】

【メリット】

○効率的・合理的な設計・施工の実施

- ・設計と製作・施工（以下「施工」という）を一元化することにより、施工者のノウハウを反映した現場条件に適した設計、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる。
- ・設計と施工を分離して発注した場合に比べて発注業務が軽減されるとともに、設計段階から施工の準備が可能となる。

○工事品質の一層の向上

- ・設計時より施工を見据えた品質管理が可能となるとともに施工者の得意とする技術の活用により、よりよい品質が確保される技術の導入が促進される。
- ・技術と価格の総合的な入札競争により、設計と施工を分離して発注した場合に比べて、施工者の固有技術を活用した合理的な設計が可能となる。

一方、以下のようなデメリットがあるため、導入にあたっては留意すべきである。

【デメリット】

○客観性の欠如

- ・設計と施工を分離して発注した場合と比べて、施工者側に偏った設計となりやすく、設計者や発注者のチェック機能が働きにくい。

○受発注者間におけるあいまいな責任の所在

- ・契約時に受発注者間で明確な責任分担がない場合、工事途中段階で調整しなければならなくなったり、(発注者のコストに対する負担意識がなくなり)受注者側に過度な負担が生じることがある。

○発注者責任意識の低下

- ・発注者側が、設計施工を“丸投げ”してしまうと、本来発注者が負うべきコストや工事完成物の品質に関する国民に対する責任が果たせなくなる。

出典)「設計・施工一括及び詳細設計付工事発注方式実施マニュアル(案)」(平成21年3月国土交通省)

○ 設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）

発注時に詳細仕様の確定が困難な事業に対応する方式として、設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）がある。本方式は、設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする方式であり、適用した事例については、以下のとおりである。

【ECI方式を適用した事例（国土交通省）】

国道2号 淀川大橋床版取替他工事

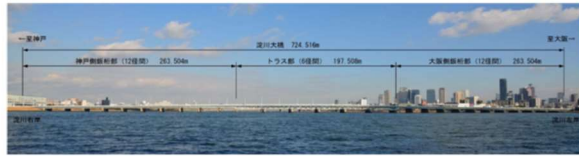
発注者：国土交通省 近畿地方整備局
 受注者：IHIインフラシステム・横河住金ブリッジJV
 契約タイプ：設計交渉・施工タイプ
 工期：平成29年2月1日～平成32年3月31日

工事概要

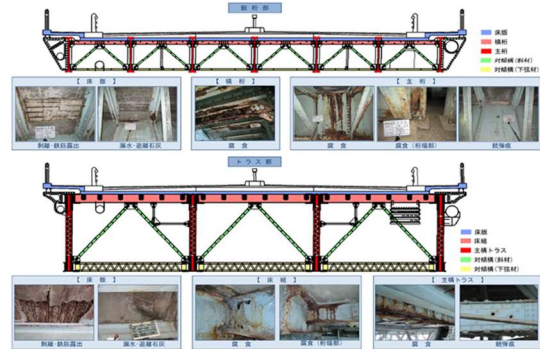
- ・架設後90年を経過した鋼橋
- ・損傷が顕著（不可視部、あり）
- ・建設当時の記録が少ない（輸入鋼材等）
- ・3万5千台／日の交通量
- ・出水期は施工不可



位置図



写真



損傷状況

国道2号 淀川大橋床版取替他工事



実施設計段階での実施事項の例

- 河川敷、既設検査路、船上からの合同点検（発注者、設計・施工者）
 ⇒ 発注図面にない部材、損傷を発見

《特記仕様書への記載事項》

「当初設計に反映されている箇所以外で、補修・補強が必要になる損傷があった場合は、補修・補強の可否の判断、設計図書について、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする場合がある。」

■ 施工者の知見を反映した構造変更

- ・施工性、耐久性に優れる構造詳細への変更
 （溶接仕上方法改善、現場溶接省略、疲労耐久性に優れる構造採用）

■ 施工者による条件確認

- ・別工事での添架管の移設時期

《特記仕様書への記載事項》

「施工時に添架管が未撤去で、構造変更が生じた場合は、監督職員と設計図書について協議するものとし、設計変更の対象とする場合がある。」

■ 学識者意見聴取

■ 警察協議

■設計業務の段階での主な実施内容

項目	実施内容
前提条件及び不確定要素の整理	・別工事での添架管(ガス管、水道管、共同通信管路)の移設時期について、発注者を介して関係機関に確認
設計の実施 (優先交渉権者の技術適用)	・中央部の架設が最終となるように施工手順を変更し、規制切り替え回数等を削減(図 参照) ・施工手順変更に伴う規制形態の変更を警察と協議
追加調査	・検査路、船上からの目視点検 ・床版上面の試掘による不可視部の腐食度・健全度を確認 ・応力計測と事前解析結果との比較による部材撤去・架設時の安全性確保
関係行政機関との協議	・施工手順の変更に伴う警察協議等を支援
工事費の管理	・見積条件書により、不確定要素への対応方針を明確化



図 採用した施工手順

出典)「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会(平成30年3月7日) 資料3」

「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン 令和2年1月 国土交通省」

○ 維持管理付工事発注方式

維持管理を見据えた施工による品質向上や円滑な維持管理を図る方式として、維持管理付工事発注方式がある。本方式は、施工と供用開始後の初期の維持管理業務を一体的に発注する方式であり、適用した事例については、以下のとおりである。

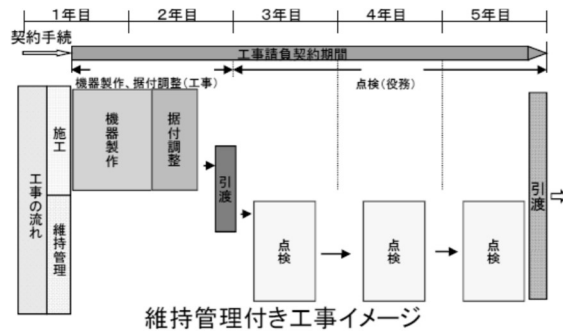
【維持管理付工事発注方式を適用した事例（国土交通省）】

【概要】

- ・ 施工(工事:機器製作・据付調整)と維持管理(役務:点検)を一件の工事請負契約で発注を行う

【試行】

- ・ H22においては、ダム・堰管理用制御処理設備の更新工事において3件試行(5ヶ年契約(H22-H26))



【維持管理付き工事導入のメリット】

◆設備の品質向上

- ・ 通信設備工事において、維持管理付き工事発注方式を導入。従前は機器仕様どおりに製作された装置が納入されてきたところであるが、設備の維持管理の容易化を念頭に置いた機器製作・据付調整が行われることにより、効率的な維持管理が期待され、維持管理に関する設備の品質向上につながる。

◆円滑な設備運用

- ・ 従前は設備の完成、引渡後に初期の動作不具合等が発見された場合、まず点検業者による原因調査、責任範囲の切り分けを行い、その後の修理までに時間を要していたところであるが、一つの契約であり、工期内であることから設備納入業者により迅速な原因調査、責任範囲の切り分けが可能となり、円滑な設備運用を行うことができる。

【総合評価技術提案(案)】

- ・ 維持管理の改善に資する機器製作の提案、維持管理の改善提案を求める

出典)「総合評価落札方式の活用・改善等による品質確保の促進に関する懇談会（平成22年度第1回）」
（平成22年9月国土交通省）

○ 包括発注方式、複数年契約方式

施工の効率化や施工体制の安定的確保を図る方式として、包括発注方式や複数年契約方式がある。包括発注方式は、既存施設の維持管理等において、同一地域内での複数の種類の業務・工事を一つの契約により発注する方式であり、複数年契約方式は、継続的に実施する業務・工事に関して複数の年度にわたり一つの契約により発注する方式である。

包括発注方式を適用した事例については、以下のとおりである。

【都道府県において包括発注方式を適用した事例】

地域維持事業を包括的に契約している例①(都道府県)									
自治体名	業務内容	導入エリア 路線	契約件数	工期	契約金額 (総計) (単位:百万円)	請負形態 (単体・組合・JV等)	構成 業者数	競争方式	導入年度
北海道	除雪業務	49管内/49管内	51件	5ヶ月	11,227	単体・組合・JV	2~14	一般競争	H10~
青森県	道路の維持管理等	1管内/6管内	1件	1年	194	地域維持型JV	7	簡易公募型プロポーザル	H24.4~
岩手県	道路・河川の維持・修繕、除排雪	2管内/14管内	5件 (実稼働2年)	3年	799	地域維持型JV	3~6	参加者の有無を確認する 公募手続き	H25.3~
秋田県	除雪	38地区/38地区	38件	1年8月	5,144	地域維持型JV	2~4	一般競争 (価格競争)	H23.10~
福島県	道路・河川の維持修繕 (除雪・施設点検含)	2管内	2件	1年~2年	1,197	事業協同組合	8~10	プロポーザル	H21.4~ H27.4~
栃木県	道路・河川砂防に係る除雪・緊急点検・維持管理	7管内/10管内	7件	7箇月	929	事業協同組合	18~78	公募型プロポーザル	H22.10~
群馬県	道路パトロール	県内全域	1件	3年	682	事業協同組合	1	条件付一般競争	H23~
長野県	道路維持補修	県内全域97工区	97件	1年	2,800	地域維持型JV	3~16		(一部)H22.4~ (県内全域)H25.4~
石川県	除雪	5地区	5件	1年	-	地域維持型JV	2~4	随意契約	H24.11~
岐阜県	道路・河川の維持・修繕等	七宗町	1件	1年	15	地域維持型JV	5	一般競争(総合評価)	H24~
静岡県	土木一式工事	過疎地域	9件	1年未満	126	単体	1	一般競争	H24.4~
三重県	公共土木施設の維持・小規模修繕、雪米対策、道路除草	10管内/10管内	64件	1年	単価契約	地域維持型JV	3~11	一般競争(総合評価)	H26.10~

地域維持事業を包括的に契約している例②(都道府県)									
自治体名	業務内容	導入エリア 路線	契約件数	工期	契約金額 (総計) (単位:百万円)	請負形態 (単体・組合・JV等)	構成 業者数	競争方式	導入年度
京都府	道路河川の維持管理、除雪及び凍結防止材散布	府北部地区	3	1年	47	単体	-	一般競争	H21~
兵庫県	緊急小規模、点々補修、照明 灯具取替、除雪・凍結防止剤 散布、消雪工点検調整補修	新温泉町	1件	1年	109	地域維持型JV	12	制限付き一般競争	H26.4~
奈良県	道路・河川の維持修繕、舗装 修繕、雪寒	1町・1旧村 (町村合併前の1村) /39市町村	2件	1年	48	地域維持型JV	各4	一般競争(総合評価)	H28.4~
島根県	道路パトロール	3管内/12管内	3件	2年	86	事業協同組合	~58	随意契約	H25~
広島県	道路・河川の維持・修繕等	4管内/9管内	12件	9箇月~2年	352	単体	1	随意契約又は 指名競争	H25.4~
山口県	道路巡視・道路年間維持	8管内/8管内	28件	1年	818	単体	1	指名競争	H19.4~
愛媛県	道路・河川・砂防・海岸の維持・修繕等	1市町/20市町 (新居浜区域)	1件	1年	23	事業協同組合	-	公募型指名競争	H23.4~
長崎県	道路の監視・維持修繕	8管内/11管内	9件	3年	112	単体	1	一般競争(価格競争)	H23~
熊本県	道路植栽管理	10管内	88件	3年	935	単体	1	指名競争	H26.3~
宮崎県	道路・河川・砂防の維持・修繕等	全県	26件	1年	1,108	事業協同組合 地域維持型JV	4~92	一般競争(総合評価)	H27.4~ (試行)

地域維持事業の包括的な契約を導入・実施している地方公共団体からは
 ○災害時や緊急時も含めた人員・機械等の施工体制の安定的・効率的かつ迅速・円滑な確保【発注者】
 ○インフラの維持管理が持続的・安定的に行われること(きめ細やかな住民サービス)に対する住民の安心感【地域住民】
 ○包括的発注による発注事務の負担軽減【発注者】
 といった効果が挙げられているとの声が寄せられています。

(参考) 地域維持型契約方式の導入状況 (H28は検討中を含む)
 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度
 14道府県→19道府県→23道府県→24道府県→26道府県
 (H28.11時点 国土交通省調べ)

地域維持事業を包括的に契約している例③(市区町村)

地方公共団体名	業務内容	導入エリア 路線	契約件数	工期	契約金額(総計) (単位:百万円)	請負形態 (単体・組合・J V等)	構成 企業数	競争方式	導入年度	
北海道	札幌市	道路維持除雪業務	23地区 (市内全域)	23件	1年	14,986	特定JV	5~13	一般競争	H23.10~
北海道	幕別町	道路の維持・修繕、除雪等	2地区/2地区	2件	7年	856	事業協同組合	4~5	随意契約 (プロポーザル)	H20.4~
秋田県	大仙市	道路除排雪業務	7地域	7件	5箇月	322	地域維持型JV	5~15	プロポーザル方式	H28年度
千葉県	成田市	①道路維持補修 ②道路清掃(除草を含む。) ③台風等の災害時の緊急措置 ④除雪(凍結防止作業も含む。)	9工区 (市内全域)	9件	1年	122	単体	—	簡易公募型 プロポーザル <small>※H27までは現業競争</small>	不明 <small>※H11.4.19から記録あり</small>
奈良県	黒滝村	道路・河川の維持・修繕等	1管内	1件	11箇月	2.5	単体	1	指名競争	--
広島県	府中市	道路の維持・修繕	市内 (東部・西部・北部)	3件	6箇月	16	単体 (入札は混合)	1	一般競争	H28.4~
広島県	府中町	道路の維持・修繕等	町内一円	1件	1年	25	単体	1	指名競争	不明
島根県	奥出雲町	道路の維持・修繕	2地区/2地区 (旧2町村)	4件	6箇月	5	単体	1	指名競争	H25.4~
徳島県	那珂町	道路・河川の維持・修繕等	3管内/6管内	4件	5箇月~2年	10	地域維持型JV	5~7	一般競争 (総合評価)	H233~
福岡県	うきは市	市道・農道・市有林等の維持管理 出水時の巡視・二次被災防止	6エリア/6エリア	6件	1年以内	11	地域維持型JV	10者以下	随意契約	H25.5~

出典)「第1回 建設産業政策会議 地域建設業ワーキンググループ 平成29年2月13日 資料4」

【指針本文】

(c) 発注関係事務の支援対象範囲に応じた契約方式

・事業促進 PPP 方式¹⁾

事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、効率的なマネジメントを行う方式

・CM 方式²⁾

建設生産にかかわるプロジェクトにおいて、コンストラクションマネージャー（CMR）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計・発注・施工の各段階において、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部又は一部を行う方式

(契約方式の選択の考え方)

契約方式の選択に当たっては、以下のような点を考慮する。

- ・事業・工事の複雑度
 - －「事業・工事に係る制約条件について、確立された標準的な施工方法で対応が可能であるか」
 - －「民間の優れた施工技術を設計に反映することで課題の解決を図ることが可能であるか」等
- ・施工の制約度
 - －「施工困難な場所、工期及びその他の要因（コスト、損傷内容・程度等）に対応するために、施工者の技術を設計に反映することが、対象とする事業・工事にとって有益であるか」
 - 「施工者の技術を設計に反映する際に、発注者が施工者の技術、現場状況等を踏まえながら設計に関与する必要があるか」等
- ・設計の細部事項の確定度
 - －「施工者提案による特殊な製作・施工技術を反映する必要があるか」等
- ・工事価格の確定度
 - －「現地の詳細な状況が把握できないため、施工段階で相当程度の設計変更が想定されるか」等
- ・その他発注者の体制・工事の性格等
 - －選択した契約方式に応じて、発注者が競争参加者からの技術提案の妥当性等を審査・評価する必要があることから、発注者のこれまでの発注経験（実績）や体制も考慮し、契約方式を選択することが望ましい。
 - －また、**設備工事等に係る分離発注**については、発注者の意向が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等、当該分離発注が合理的と認められる場合において、工事の性格、発注者の体制、全体の工事のコスト等を考慮し、その活用に努める。

参考

¹⁾ 例えば、「国土交通省直轄の事業促進 PPP に関するガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

²⁾ 例えば、「国土交通省直轄事業における発注者支援型 CM 方式の取組み事例集（案）」（国土交通省）を参照すること。

【解説】

○ 事業促進PPP方式

官民双方の知識や経験を活用した効率的なマネジメントによる事業の促進を図る方式として、事業促進PPP方式がある。本方式は、調査及び設計段階から発注関係事務の一部を民間に委託する方式（事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、調査及び設計段階から効率的なマネジメントを行う方式）であり、適用した事例については、以下のとおりである。

【事業促進PPP方式を適用した事例（国土交通省）】

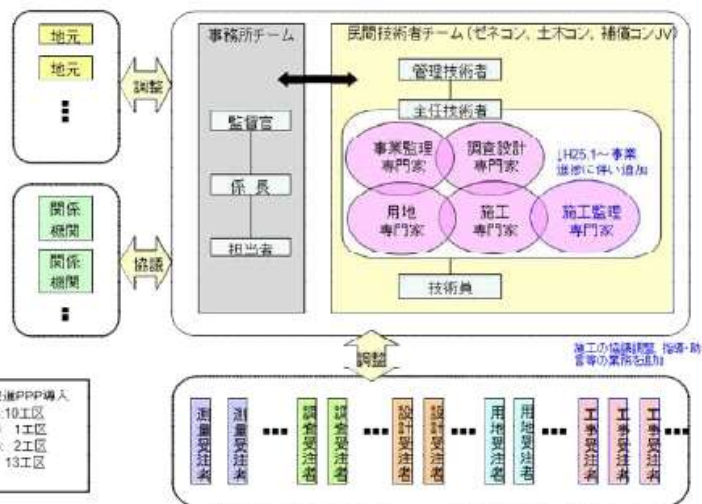
■ 三陸沿岸道路等



【事業促進PPPによる業務の実施】

- ・従来、発注者が行ってきた協議調整等の業務を民間の技術力を活用。
- ・新規事業区間を10～20kmの工区に分割。工区ごとに推進チームを配置。
- ・現地に常駐し専任で事業マネジメント(調査設計～施工監理)を担当。

【事業促進PPP業務実施体制】



※「平成28年度第2回 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」資料

■熊本災害復旧・復興事業

・平成 28 年 4 月 16 日に発生した熊本地震により、大規模な斜面崩壊、橋梁・トンネルの被害等が発生し、複数の幹線ルートが通行止めとなった。復旧・復興に係る事業を円滑、スピーディに進めるため、平成 28 年度から、「事業管理支援業務（PM）」、「技術支援業務（CM）」が実施された。



図 熊本災害復旧の箇所図

表 事業管理支援・技術支援業務の実施状況（北側復旧ルート・阿蘇大橋）

	北側復旧ルート	阿蘇大橋
H28業務	熊本57号災害復旧事業管理・技術支援業務（PM・CM）	阿蘇大橋地区外事業管理支援業務（PM） 阿蘇大橋地区阿蘇大橋技術支援業務（CM）
H29業務	熊本57号災害復旧事業管理・技術支援業務（PM・CM） 北側復旧ルート事業管理業務（H29.5～）	阿蘇地区外事業監理業務
復旧概要	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な斜面崩壊を生じた国道57号の北側復旧ルート 北側復旧ルート中の二重峠トンネル（L=3,659m）は E C I 方式を採用。 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な斜面崩壊により阿蘇大橋が落橋 旧橋の下流にて、PC 3 径間連続ラーメン箱桁橋（L=345m）に架け替え
写真・図	<p>大津工区 施工状況</p>	
		<p>施工状況</p>

■大規模事業（平常時）：東関東水戸線（潮来～鉾田）における実施例
 事業促進PPP（東関東水戸線（潮来～鉾田））

概要

東関東水戸線(潮来～鉾田)は、平成21年度に事業化され、茨城県や地元3市から約31kmの事業全線の同時整備促進及び同時早期開通を強く求められている。そのため東関東事業について短期間に整備促進するためには、膨大な業務(調査・設計、協議・調整、用地取得等)の実施が必要不可欠である。そこで、膨大な業務を効率的に実施するため、官民がパートナーを組み、官民双方の技術及び経験が活用できる事業促進PPPを投入した。



事業促進PPPの業務：東関東自動車道水戸線（潮来～鉾田）の事業監理業務内容

- ・地元や関係機関との協議・調整等
- ・設計業務の精査・指導・助言
- ・事業計画の精査・指導・助言



出典)「国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン」(平成31年3月国土交通省)

○ CM方式 ¹⁾

複数工事が輻輳するあるいは関係機関等との頻繁な調整が必要な工事に対応する方式として、CM方式がある。本方式は、対象事業のうち工事監督業務等に係る発注関係事務の一部又は全部を民間に委託する方式であり、適用した事例については、以下のとおりである。

【CM方式を適用した事例（北陸地方整備局）】

1) 事業概要とCM方式試行の経緯

平成16年7月に発生した「7.13 新潟・福島豪雨」では、信濃川下流支川の刈谷田川・五十嵐川が破堤・氾濫し、周辺市町村に大きな人的・物的被害をもたらした。これを受け信濃川下流河川事務所では、刈谷田川及び五十嵐川の改修（新潟県が実施）に伴い流量が増加するため流下能力が不足する信濃川本川（国管理河川）の区間及び刈谷田川下流部について、緊急的・かつ集中的に治水対策を行う「河川災害復旧等関連緊急事業（以下「復緊事業」という）」を実施している。復緊事業は事業費約386億円の大規模プロジェクトであり、実施にあたり以下の課題があった。

I 限られた期間

- ・H16年度からH20年度までの5年間に、復緊区間全区間で集中的に実施する。

II 膨大な施工量であるが、一括施工ではなく各種地元協議を経ての段階施工

- ・延長約30kmの両岸約300万m³の土砂を用い築堤等の堤防強化を実施する。
- ・地元との協議や占用地解除、用地取得が完了した箇所から順次工事発注する。

III 他事業の発生土利用によるコスト縮減と土砂調整

- ・信濃川河川事務所実施の大河津分水路可動堰改築事業、新潟県実施の助成事業・復緊事業からの大量の発生土を複数の施工箇所でも利用するなど、各工事が輻輳する。

IV 体制の強化

- ・工事集中により膨大な事務量となるため事務所の体制強化が必要となった。

V 大量の土砂運搬車両

- ・工事関係車両の通行による地元への影響を最小限にする必要性があった。

こうした課題を克服するために信濃川下流河川事務所では、地元の地方公共団体や施工者の調整、工事発生土の再利用等細部にわたる土砂管理・工程調整を一元的かつ円滑に行い、施工コストの縮減を図るため、発注者支援型CM方式を導入し、事業を進めている。

【CM方式を適用した事例（北陸地方整備局）】（つづき）

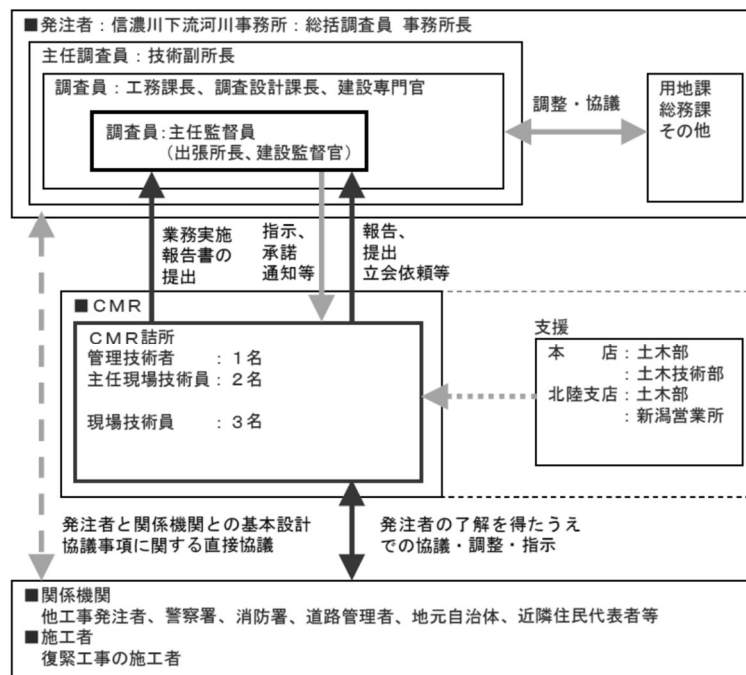


図 信濃川築堤における CMR の役割（CMR からの提供資料（H19、20 の体制））

出典)「国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集(案)」(平成 21 年 3 月国土交通省)

CM方式の適用によるメリットとして、人員の補完や高度な専門技術力の活用などが考えられる。

【CM方式の適用により考えられるメリット・デメリット】

	人員の補完	高度な専門技術力の活用
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 短期的な人員不足の状況において、現場状況の確認や迅速な対応が難しい場合に、CMRにより適宜確認できる。 複数工事の工期間調整や関係機関等との協議において、適切な助言・提案・資料作成等を担ってくれる。 監督職員は CMR からの技術提案を活用し、お互いの技術力の補完を行うことで、技術力向上が期待できる。 地元業者に対して、書類作成や施工上の助言を与えることで、技術力の向上に寄与できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 監督職員が監督経験の少ない工事において、高度な技術力を要する判断・意思決定が必要な場合に、適切な助言・提案・資料作成等を担ってくれる。 監督職員が監督経験の少ない工事において、CMR の高度の専門技術力に触れることで、技術力の向上に寄与できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 複数工事の円滑な施工、関係機関や地元住民との協議も含めて、業務対象工事の品質確保に大きく寄与できる。 CMR からの助言・提案によって、最終的な判断・意思決定までのプロセスにおいて、より透明性・説明性が高まる。 	<ul style="list-style-type: none"> 監督職員と請負者の関係に CMR が介在することから、最終的な判断・意思決定の手続きが、一時的に滞る可能性がある。 結果的に、CMR から不適切な助言があった場合、ほとんどの責任が発注者側で負うことになる。

出典)「国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集(案)」(平成 21 年 3 月国土交通省)

(参考資料)

- 1)「国土交通省直轄事業における発注者支援型CM方式の取組み事例集(案)」(平成 21 年 3 月国土交通省)

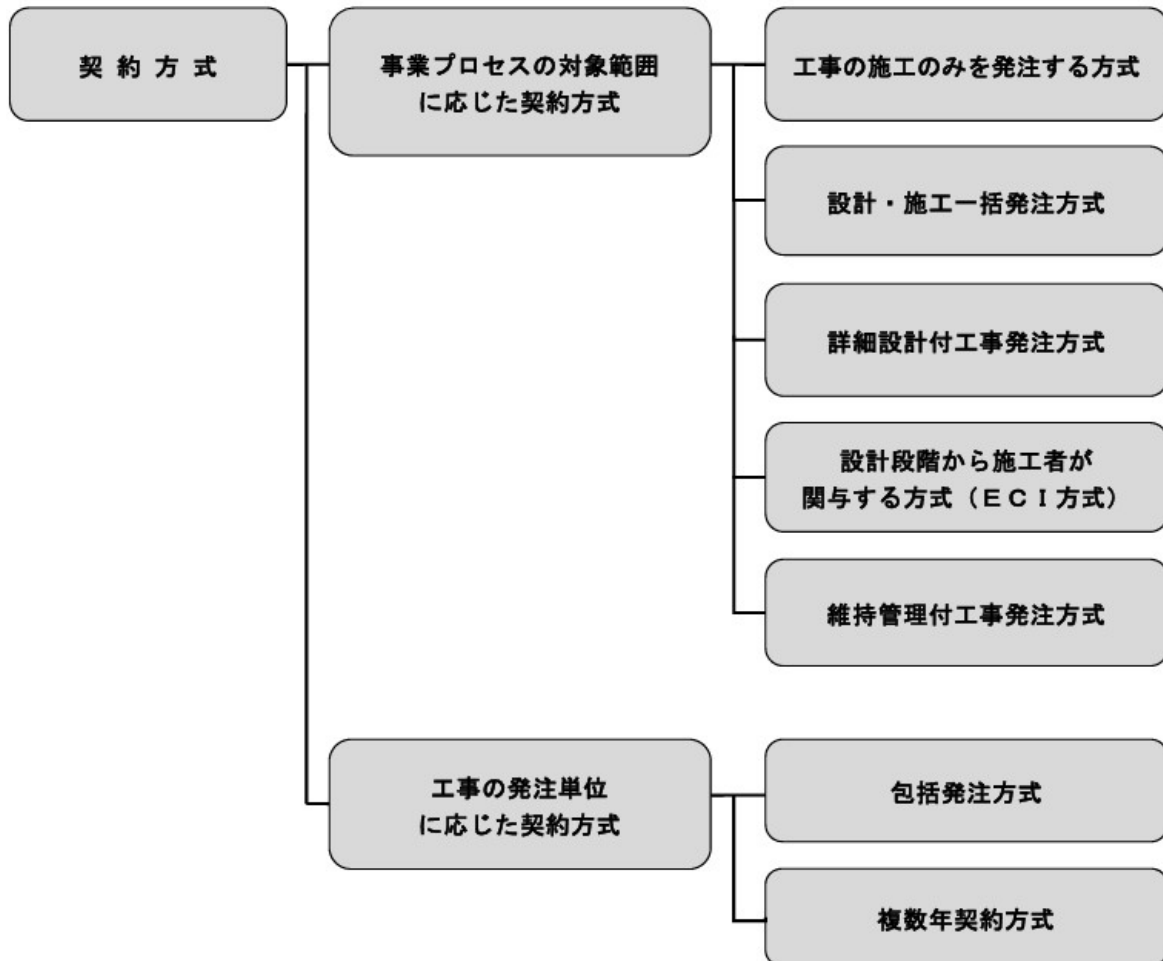
○ 契約方式の選択 ¹⁾

契約方式の選択に当たっては、「事業・工事の複雑度」、「施工の制約度」、「設計の細部事項の確定度」、「工事価格の確定度」などを考慮する。

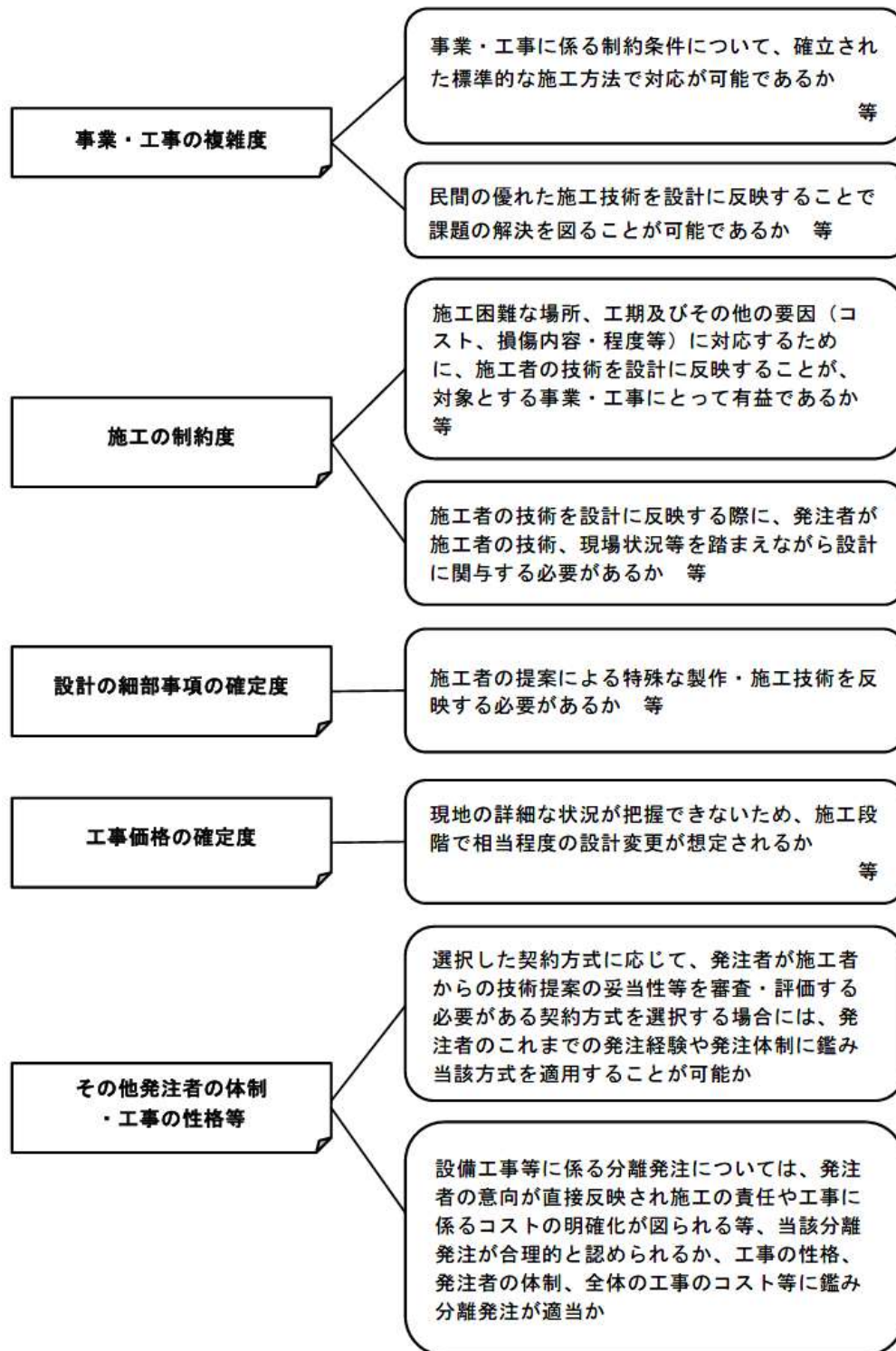
国土交通省では、発注者による適切な入札契約方式の選択が可能となるよう、多様な入札契約方式を体系的に整理し、その導入・活用を図ることを目的として、平成 27 年 5 月に、「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」をとりまとめている。

【契約方式の選択の考え方】

■ 主な契約方式



■契約方式の選定に当たって考慮する点



出典)「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン【本編】 平成 27 年 5 月 国土交通省」

(参考資料)

- 1) 「入札契約方式の適用に関するガイドライン」(平成 27 年 5 月国土交通省)

○ 設備工事等に係る分離発注¹⁾

設備工事等に係る分離発注の活用にあたっては、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事等には専門的な技術力が求められることを考慮する必要がある。分離発注については、適正化指針において、以下のとおり定められている。

【設備工事等に係る分離発注】

第2 2 主として入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争の促進に関する事項

(1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること

⑦その他

設備工事等に係る分離発注については、発注者の意向が直接反映され施工の責任や工事に係るコストの明確化が図られる等当該分離発注が合理的と認められる場合において、工事の性質又は種別、発注者の体制、全体の工事のコスト等を考慮し、専門工事業者の育成に資することも踏まえつつ、その活用に努めるものとする。

出典)「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成元年10月覚悟決定)

(参考法令等)

i) 適正化指針 第2 2 (1) 公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関すること

【指針本文】

(2) 競争参加者の設定方法の選択

(競争参加者の設定方法の概要)

競争参加者を設定する方式（契約の相手方を選定する際の候補とする者の範囲の設定方法）は、以下のとおりである。

・ **一般競争入札**

資格要件を満たす者のうち、競争の参加申込みを行った者で競争を行わせる方式

・ **指名競争入札**

発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式

・ **随意契約**

競争の方法によらないで、発注者が任意に特定の者を選定して、その者と契約する方式

(競争参加者の設定方法の選択の考え方)

競争参加者の設定方法の選択に当たっては、原則として一般競争入札を選択する。ただし、以下に示す点についても考慮する。

－ 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合又は一般競争に付することが発注者に不利となる場合の指名競争入札の活用

－ 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、競争に付することが発注者に不利となる場合又は災害応急対策等のように緊急の必要により競争に付することができない場合の随意契約の活用

－ 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合の指名競争入札又は随意契約の活用

地方公共団体は、地方自治法施行令で定める場合に指名競争入札又は随意契約によることができるとされており、上記と同様の考え方により活用を考慮する。

【解説】

○ 競争参加者を設定する方式

競争参加者を設定する方式には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約があり、会計法及び地方自治法により規定されている。

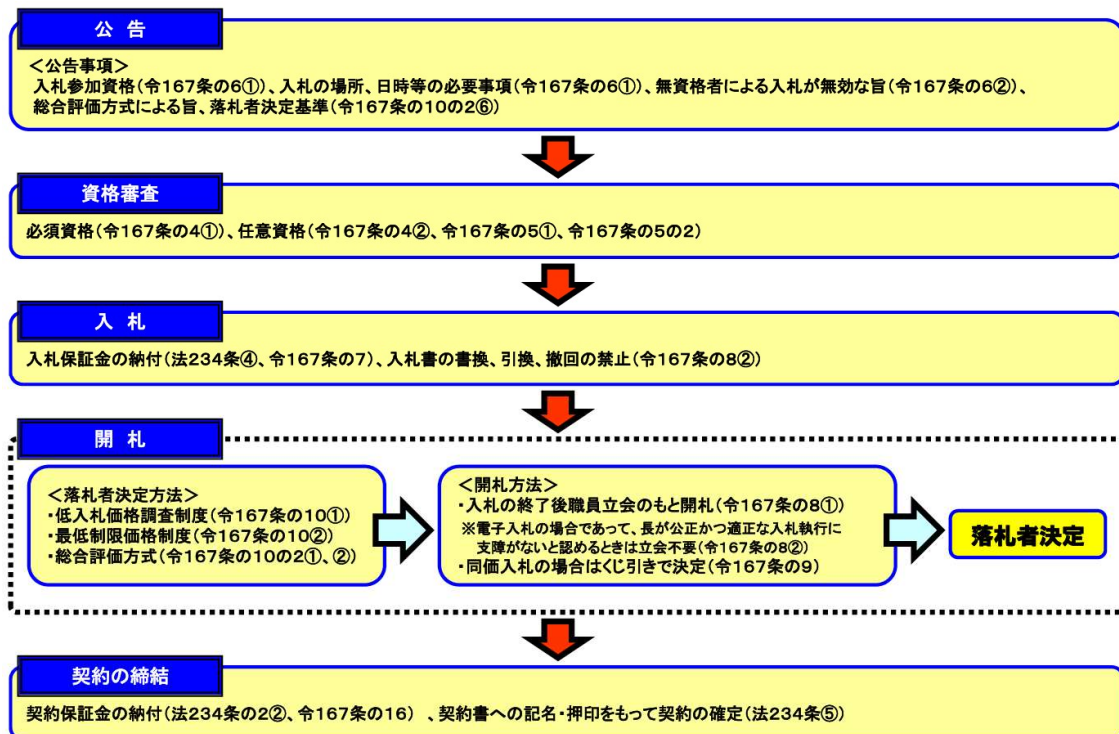
○ 一般競争入札

一般競争入札方式は、資格要件を満たす者のうち、競争の参加申込みを行った者で競争を行わせる方式である。地方自治法に基づく本方式の概要は以下のとおりである。

【地方公共団体における一般競争入札の概要】

<p>(意義) 公告によって不特定多数の者を誘引して、入札により申込をさせる方法により競争を行わせ、その申込のうち、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込をした者を選定して、その者と契約を締結する方法</p>
<p>(概要)</p> <p>○入札の公告 一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所・日時等の必要事項を公告しなければならない。(地方自治法施行令(以下「令」という。)第167条の6第1項)</p> <p>○入札参加資格等 ・契約締結能力を有しない者等を参加させてはならない。(令第167条の4第1項) ・談合関与者等を3年以内排除することができる。(令第167条の4第2項) ・工事等の実績、経営の規模等を参加資格要件として定めることができる。(令第167条の5第1項) ・事業所の所在地、工事の経験・技術的適性の有無等を参加資格要件として定めることができる。(令第167条の5の2)</p> <p>○落札者の決定方式 予定価格の制限の範囲内において最高(収入を伴う場合)・最低(支出を伴う場合)の価格をもって申込をした者を落札者とし、以下の場合には例外的に最低の価格をもって申込をした者以外のものを落札者とすることができる。(地方自治法第234条第3項) ・低入札価格調査制度(令第167条の10第1項) ・最低制限価格制度(令第167条の10第2項) ・総合評価方式(令第167条の10の2第1項及び第2項)</p>
<p>(長所) ○機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公正性、経済性を最も確保することができる。</p> <p>(短所) ○契約担当者の事務上の負担が大きく、経費の増嵩をきたす。 ○不良・不適格業者の混入する可能性が大きい。</p>

【一般競争入札の流れ】



出典)「地方公共団体の入札・契約制度」(総務省HP)

○ 指名競争入札

指名競争入札方式は、発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式である。地方自治法に基づく本方式の概要は以下のとおりである。

【地方公共団体における指名競争入札の概要】

(意義)

地方公共団体が資力、信用その他について適切と認める特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者をして入札の方法によって競争させ、契約の相手方となる者を決定し、その者と契約を締結する方式

(概要)

○ 指名競争入札によることのできる要件

次のいずれかに該当する場合は、指名競争入札によることのできる。(地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令(以下「令」という。)第167条)

- ① 契約の性質・目的が一般競争入札に適しない契約をするとき。
- ② 契約の性質・目的により、入札に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- ③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

○ 指名通知

指名競争入札により契約を締結しようとするときは、有資格者のうちから、入札に参加させようとする者を指名し、入札の場所・日時等の必要事項と併せて通知しなければならない。(令第167条の12第1項、第2項)

○ 入札参加資格等

- ・契約締結能力を有しない者等を参加させてはならない。(令第167条の11第1項で準用される令第167条の4第1項)
- ・談合関与者等を3年以内排除することができる。(令第167条の11第1項で準用される令第167条の4第2項)
- ・あらかじめ工事等の実績、経営の規模等を参加要件(令第167条の5第1項の規定事項)として定めなければならない。(令第167条の11第2項)

○ 落札者の決定方式

原則、予定価格の制限の範囲内において最高(収入を伴う場合)・最低(支出を伴う場合)の価格をもって申込をした者を落札者とし、以下の場合には例外的に最低の価格をもって申込をした者以外のものを落札者とすることができる。(地方自治法第234条第3項)

- ・低入札価格調査制度(令第167条の10第1項)
- ・最低制限価格制度(令第167条の10第2項)
- ・総合評価方式(令第167条の10の2第1項、第2項)

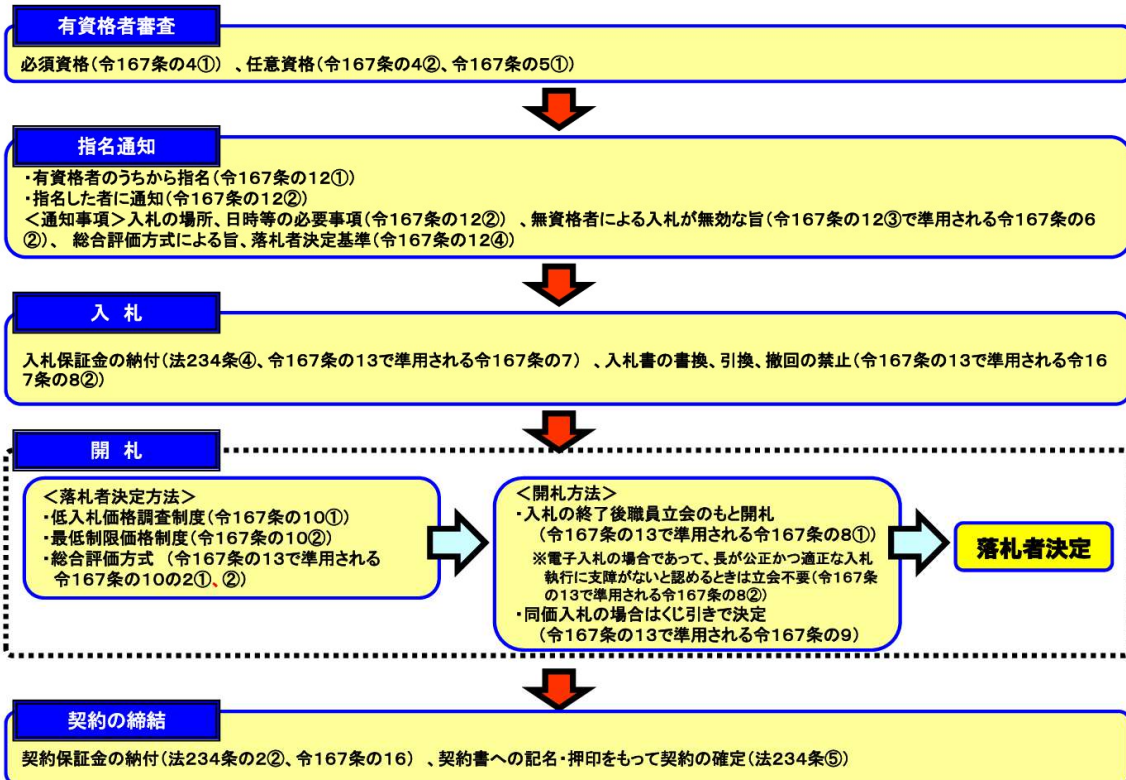
(長所)

- 一般競争入札に比して不良・不適格業者を排除することができる。
- 一般競争入札に比して契約担当者の事務上の負担や経費の軽減を図ることができる。

(短所)

- 指名される者が固定化する傾向がある。
- 談合が容易である。

【指名競争入札の流れ】



出典)「地方公共団体の入札・契約制度」(総務省HP)

○ 随意契約

随意契約方式は、競争の方法によらないで、発注者が任意に特定の者を選定して、その者と契約する方式である。地方自治法に基づく本方式の概要は以下のとおりである。

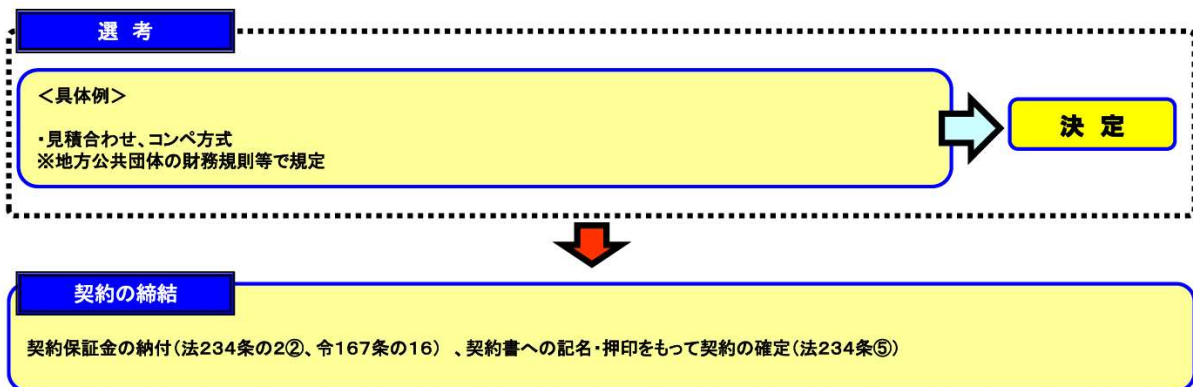
【地方公共団体における随意契約の概要】

(意義)
地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定の者を選定してその者と契約を締結する方法

(概要)
○随意契約によることができる要件
次のいずれかに該当するときは、随意契約によることができる。
(地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項)
① 契約の予定価格が自治令別表第五で定める額の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき。
② 契約の性質・目的が競争入札に適しない契約をするとき。
③ 地方公共団体の規則で定める手続により、法令で定められている障害者関係施設又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者で生産される物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設であって総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定したもので生産される物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約、シルバー人材センター等又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者による役務の提供を受ける契約、母子福祉団体又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者による役務の提供を受ける契約をするとき。
④ 地方公共団体の規則で定める手続により、いわゆるベンチャー企業として総務省令で定める手続による地方公共団体の長の認定を受けたものより新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき。
⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき。
⑦ 時価に比べ著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
⑨ 落札者が契約を締結しないとき。

(長所)
○競争に付する手間を省略することができ、しかも契約の相手方となるべき者を任意に選定するものであることから、特定の資産、信用、能力等のある業者を容易に選定することができる。
○契約担当者の事務上の負担を軽減し、事務の効率化に寄与することができる。
(短所)
○地方公共団体と特定の業者との間に発生する特殊な関係から単純に契約を当該業者と締結するのみではなく、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格によって行われがちである。

【随意契約の流れ】



出典)「地方公共団体の入札・契約制度」(総務省HP)

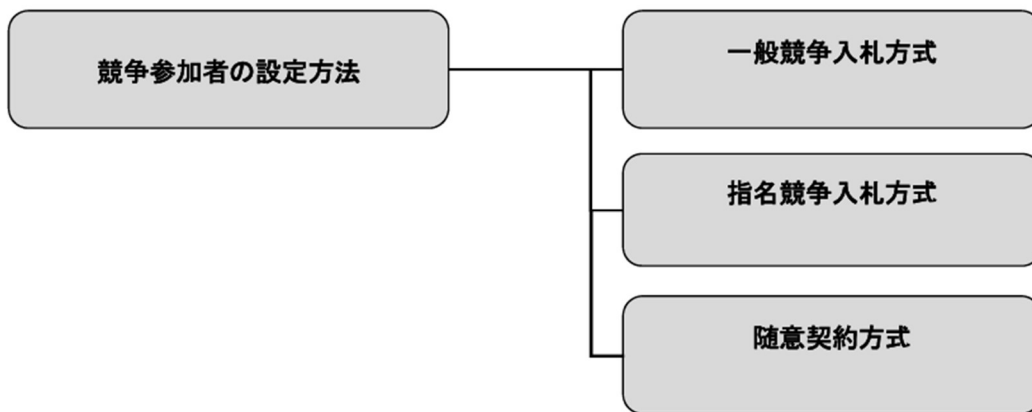
○ 競争参加者の設定方法の選択 ¹⁾

競争参加者の設定方法の選択に当たっては、会計法、地方自治法等の関係法令の規定を踏まえ、「契約の性質又は目的」、「災害時の応急的な対応」などを考慮する。

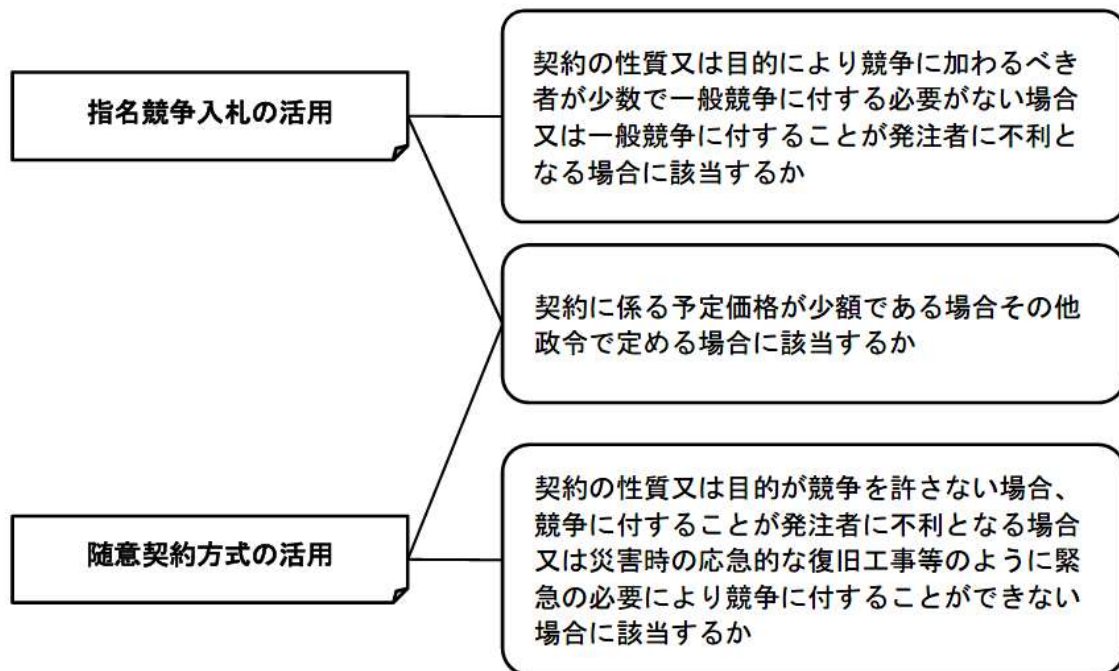
国土交通省では、発注者による適切な入札契約方式の選択が可能となるよう、多様な入札契約方式を体系的に整理し、その導入・活用を図ることを目的として、平成 27 年 5 月に、「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」をとりまとめている。

【競争参加者の設定方法の選択の考え方】

■ 競争参加者の設定方法



■ 競争参加者の設定方法の選択に当たって考慮する点



出典) 「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン【本編】平成 27 年 5 月 国土交通省」

(参考資料)

- 1) 「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン【本編】平成 27 年 5 月 国土交通省」

【指針本文】

(3) 落札者の選定方法の選択

(落札者の選定方法の概要)

落札者を選定する主な方式（契約の相手方の候補とした者から、契約の相手方とする者を選定する方法）は、以下のとおりである。

(a) 落札者の選定の基準に関する方式

・ 価格競争方式

発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め、落札者を決定する方式

・ **総合評価落札方式**¹⁾

技術提案を募集するなどにより、入札者に、工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式

・ **技術提案・交渉方式**

技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者と価格や施工方法等を交渉し、契約相手を決定する方式

(b) 落札者の選定の手続に関する方式

・ **段階的選抜方式***

競争参加者に対し技術提案を求める方式において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から提案を求め落札者を決定する方式

※本方式の実施に当たっては、恣意的な選抜が行われることのないよう、その運用について十分な配慮を行う。なお、本方式は選定プロセスに関する方式であり、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式とあわせて採用することができる。

(落札者の選定方法の選択の考え方)

落札者の選定方法の選択に当たっては、以下のような点を考慮する。

・ 価格以外の要素の評価の必要性

－ 「施工者の能力により工事品質へ大きな影響が生じるか」

－ 「工事品質の確保や担い手の中長期的な育成・確保のために、技術提案を求めるなどにより、価格と性能等を総合的に評価することが望ましいか」等

・ 仕様の確定の困難度

参考

¹⁾ 例えば、「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（国土交通省）を参照すること。

【解説】

○ **総合評価落札方式** ^{1) 2)}

公共工事の品質確保を図るためには、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。総合評価落札方式は、技術提案を募集するなどにより、入札者に、工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に評価して落札者を決定する方式であり、本方式の概要は以下のとおりである。

【価格競争方式と総合評価落札方式】

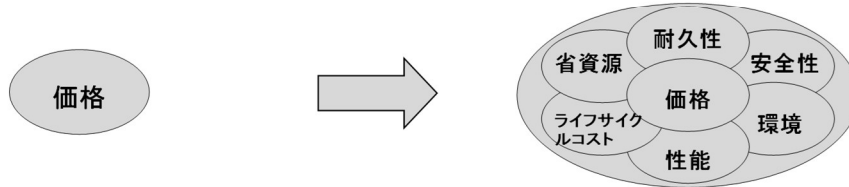
○従来の価格競争

発注者の示した仕様を満たす範囲の工事を
最も低価格で施工できる者と契約

●総合評価方式

供給される工事の品質と価格を総合的に評価し、最も
優れた工事を施工できる者と契約

※工事の品質とは、建設される構造物だけでなく、その
施工方法や安全対策、環境対策等も含む



【評価値の算出方法】

加算方式

入札価格を一定のルールにより点数化した「価格評価点」と、価格以外の要素を点数化した「技術評価点」を足し合わせることで、評価値を算出する方法

なお、価格評価点と技術評価点の比率については9:1から1:1の範囲で決定されている例がある

除算方式

価格以外の要素を数値化した「技術評価点」(標準点+加算点)を入札価格で割って、評価値を算出する方法

なお、標準点を100点として、技術提案に応じた加算点を10点から100点の範囲内で決定されている例がある

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

●価格評価点の算出方法の一例

$$\cdot 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

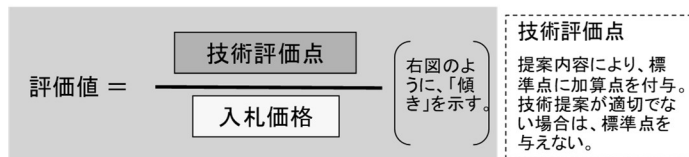
$$\cdot 100 \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$$

【総合評価落札方式の概要（国土交通省）】

工期、機能、安全性などの価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式

【総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。



【総合評価落札方式の手続きの流れ】

予め、入札公告等において、
技術提案を求める内容
技術提案の評価の方法
を公表

技術提案
の提出

提出された技術提案を公表された
評価方法に従って審査し、技術
提案毎に技術点を決定

【総合評価の評価項目例】

技術提案に関する項目	工期短縮、品質向上、環境の維持(騒音・振動・水質汚染など) など
施工能力等に関する項目	企業・技術者の過去の同種工事実績、工事成績 など
地域精通度・貢献度等に関する項目	災害協定の締結、災害協定に基づく活動実績 など

出典) 国土交通省作成資料

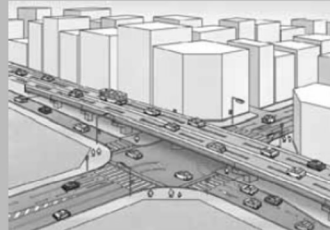
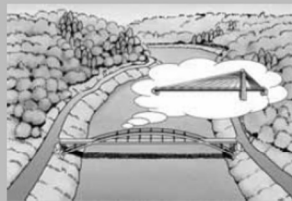
(参考資料)

- 1) 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月国土交通省)
- 2) 「総合評価方式使いこなしマニュアル～公共工事品確法をふまえて」
(平成18年12月(最終平成19年3月)国土交通省)

総合評価落札方式の活用が考えられる工事は、以下のとおりである。また、本方式の適用によるメリットとして、工事品質の向上や建設業者の技術力向上などが考えられる。

【総合評価落札方式の活用が考えられる工事】

- **道路工事など騒音が発生する工事で周辺地域への配慮が必要な工事**
道路工事では、一般的に工事中の騒音や振動の低減が求められます。地域への配慮が必要となっていますので、「総合評価方式」が望ましいといえるでしょう。
- **環境への配慮など新しい工法によって工事の課題を解決する技術が必要な工事**
周辺の環境や街並みとの景観の調和が求められる高架橋や建築物などの工事でも効果があると思われれます。



そのほかにもこんな工事に総合評価方式の活用が考えられます。

- **工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案を求める場合**
 - ・走行性、走行騒音の低減が求められる道路の舗装工事
 - ・コンクリート等の特別な品質管理・出来形管理が求められるトンネル・建築物等の大規模構造物の補修・補強工事
- **総合的なコスト縮減に関する提案を求める場合**
 - ・供用中のエネルギー消費の節約が求められる機械設備工事
 - ・施工に伴い減電補償を要するダム取水施設等の改築工事
 - ・長寿命化が求められる橋梁、トンネル、建築物等の大規模構造物の建設工事
- **社会的な要請への対応に関する技術提案を求める場合**
 - ・鉄道営業線や病院等の重要施設や住宅との近接施工を伴う工事
 - ・交通量の多い幹線道路等における通行規制を伴う工事
 - ・自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要な工事 等

【総合評価落札方式の適用のメリットの整理例】

- ① **品質面でも競争させることで、公共工事自体の品質を向上させる**
総合評価方式では、総合的なコストの縮減に関する技術提案、工事目的物の性能・機能の向上に関する技術提案、社会的要請への対応に関する技術提案などが審査・評価の対象となります。これらの技術提案に対する評価が低いと落札しにくくなるため、公共工事自体の品質が底上げされます。
それに加え、企業の施工実績や配置予定技術者の能力について評価することも考えられますので、施工能力の乏しい者が落札し公共工事の品質の低下や工期の遅れを招くことを排除できると期待されています。
- ② **工事周辺の住民や利用者にとできるだけ迷惑をかけない**
入札の段階で、施工計画が現地の条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる等のチェック（審査）が入ることで、想定される問題を事前に防ぐことができます。それに加えて、騒音の低減、周辺の環境や街並みとの景観の調和なども評価対象になるため、結果として周辺住民や利用者へかかる迷惑を減らすことも期待されています。
- ③ **建設業者の育成と技術力の向上**
総合評価方式の導入により技術的能力や技術提案の審査を実施することにより、公共工事を受注する建設業者の適切な施工や技術力の向上に対する意欲を高めることになり、しいては公共工事の品質の確保に向けて建設業者の育成・技術力の向上に繋がることが期待されています。

出典)「総合評価方式使いこなしまニュアル～公共工物品確法をふまえて」
(平成18年12月(最終平成19年3月)国土交通省)

○ 技術提案・交渉方式 i) ii) 1)

技術提案・交渉方式は、技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者と価格や施工方法等を交渉し、契約相手を決定する方式であり、品確法において新たに位置付けられたものである。

【品確法第 18 条に規定される技術提案・交渉方式】

(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第十八条 発注者は、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

2 発注者は、前項の技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な審査が行われるよう、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聴くとともに、当該審査に関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3 発注者は、第一項の技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要を公表しなければならない。この場合においては、第十五条第五項ただし書の規定を準用する。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

【基本方針における技術提案・交渉方式】

第 2 4 多様な入札及び契約の方法

(4) 技術提案の審査及び価格等の交渉による方式 (技術提案・交渉方式)

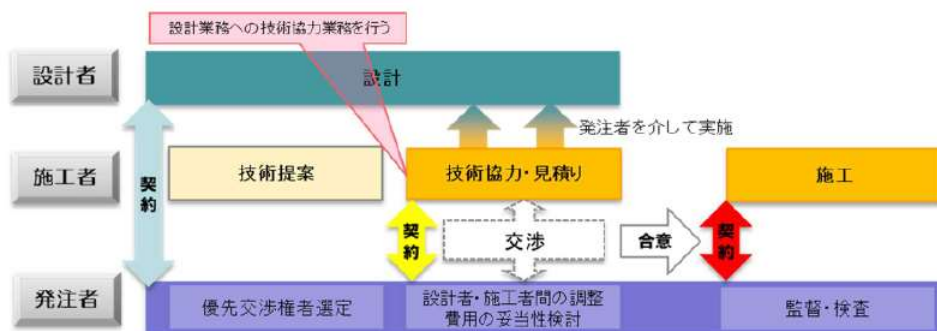
技術的難易度が高い工事等仕様の確定が困難である場合において、自らの発注の実績等を踏まえて必要があると認めるときは、技術提案を広く公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえて予定価格を定めるものとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」
(平成元年 10 月閣議決定)

国土交通省では、国土交通省の直轄工事において、技術提案・交渉方式を適用する際に参考となる手続等を定めている。

【技術提案・交渉方式における入札契約手続の流れ】

■ 契約形態 (技術協力・施工タイプの例)



(参考法令等)

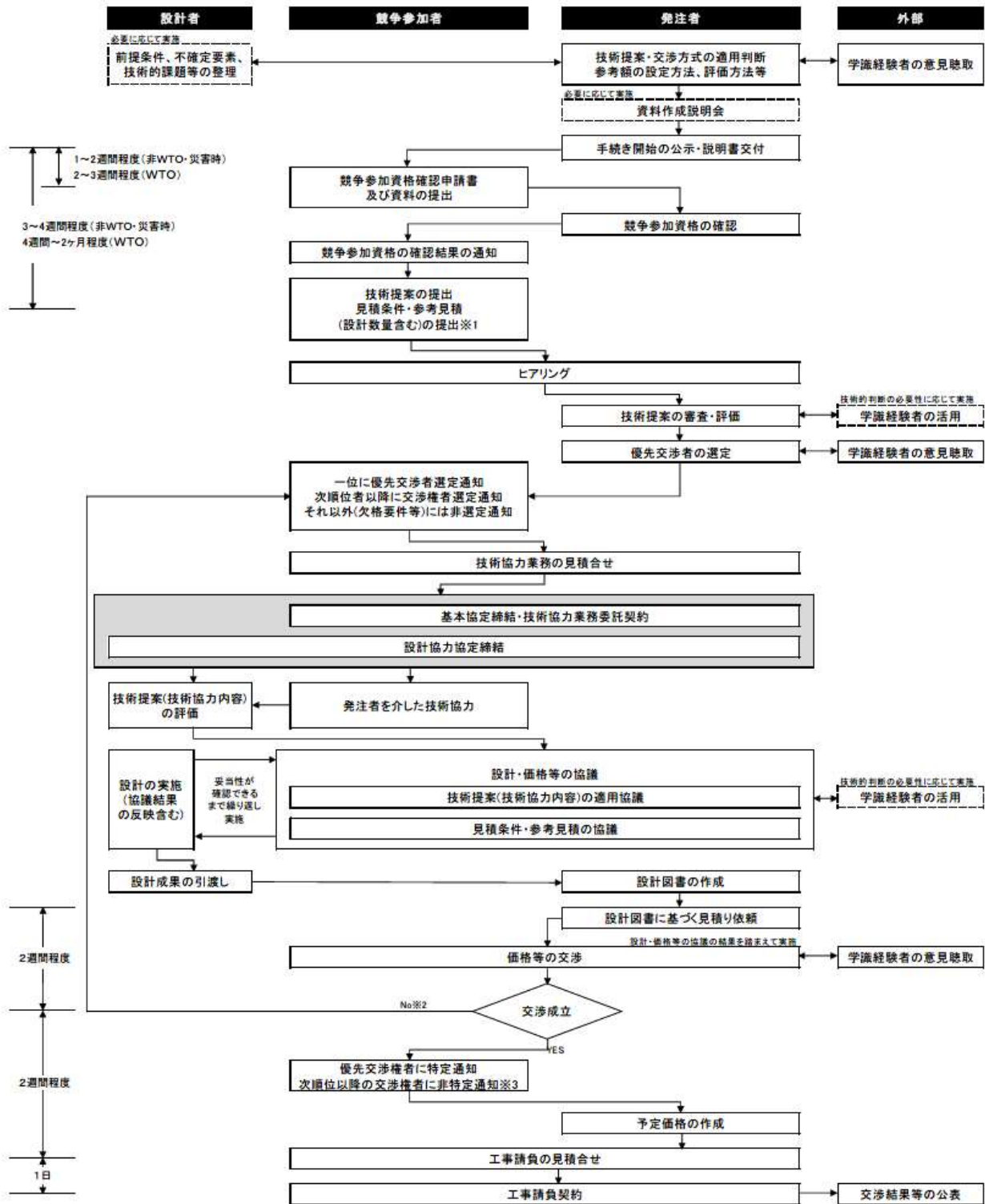
i) 品確法 第 18 条 (技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

ii) 基本方針 第 2 4 (4) 技術提案の審査及び価格等の交渉による方式 (技術提案・交渉方式)

(参考資料)

1) 「国土交通省直轄工事における 技術提案・交渉方式の運用ガイドライン 令和 2 年 1 月 国土交通省」

■ 手続きフロー（技術協力・施工タイプの例）



※1:「発注者が最適な仕様を設定できない工事」において、技術審査段階で参考額と見積額の乖離に伴う見直しを実施させる場合。

※2:次順位者を優先交渉者として、価格等の交渉を実施。

※3:特定通知から見積合せまでの間に優先交渉権者が辞退する場合や、見積合せで不調となる場合を考慮し、見積合せ後に非特定通知を実施することも可能。ただし、その場合は非特定通知から契約まで10日(非WTOは5日)をおこななければならない。

○ 段階的選抜方式

i) ii)

競争参加者が多く見込まれる場合における受発注者双方の技術提案に係る事務負担の軽減を図る方式として、段階的選抜方式がある。本方式は、競争に参加しようとする者に対し技術提案を求め方式において、一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から提案を求め落札者を決定する方式であり、品確法において新たに位置づけられたものである。

【品確法第 16 条に規定される段階的選抜方式】

(段階的選抜方式)

第十六条 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求め方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」

【基本方針に規定される段階的選抜方式】

第 2 4 多様な入札及び契約の方法

(2) 段階的選抜方式

競争参加者が多数と見込まれる場合においてその全ての者に詳細な技術提案を求めことは、発注者、競争参加者双方の事務負担が大きい。その負担に配慮し、発注者は、競争参加者が多数と見込まれるときその他必要と認めるときは、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

なお、当該段階的な選抜は、一般競争入札方式の総合評価落札方式における過程の中で行うことができる。

加えて、本方式の実施に当たっては、必要な施工技術を有する者の新規の競争参加が不当に阻害されることのないよう、また、恣意的な選抜が行われることのないよう、案件ごとに事前明示された基準にのっとり、透明性をもって選抜を行うこと等その運用について十分な配慮を行うものとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」

(平成元年 10 月閣議決定)

(参考法令等)

i) 品確法 第 16 条 (段階的選抜方式)

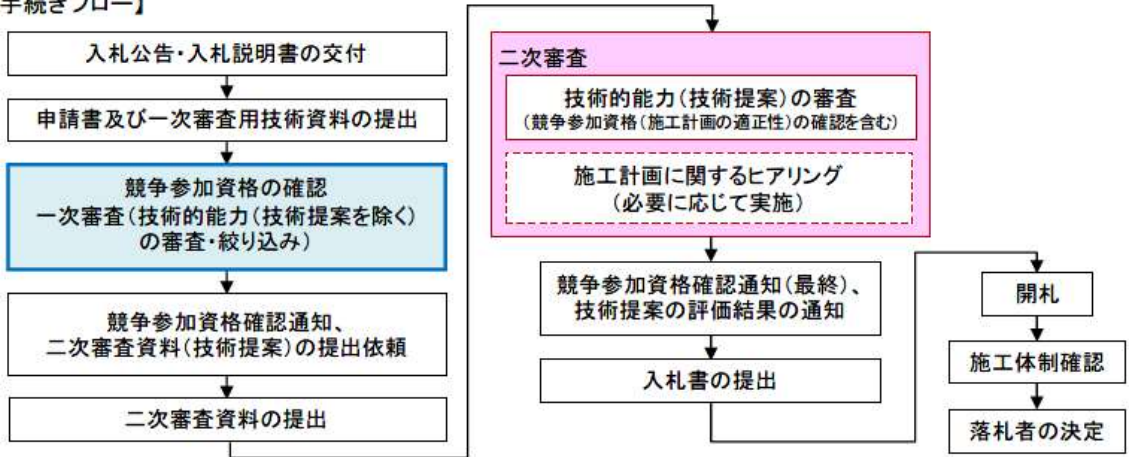
ii) 基本方針 第 2 4 (2) 段階的選抜方式

本方式を適用した事例については、以下のとおりである。

【段階的選抜方式を適用した事例（関東地方整備局）】

- (1) 概要
受発注者双方の事務負担の軽減を図るため、競争参加資格確認資料を一次選定し、そこで選抜された者に対して二次審査を行う方式。
- (2) 有効性
・発注者には技術審査・評価に係る事務量の低減、また応札者には技術提案作成に要する事務量の低減が図られる。
・一次選定で選抜されなかった参加者は配置予定技術者の拘束時間の短縮につながる。
- (3) 適用評価形式
・技術提案評価型S型, A型(競争参加者が多く見込まれる工事)
- (4) 適用工事種別
・全工事種別に適用可能

【手続きフロー】



【配点表】

評価項目	WTO以外			WTO		
	通常方式	段階選抜方式		通常方式	段階選抜方式	
		一次審査	二次審査		一次審査	二次審査
企業の技術力	15点	15点		15点		
配置予定技術者の技術力	15点	15点		15点		
技術提案	30点		30点	60点		60点
評価値算定における加算点(技術評価点)	60点	60点		60点		60点

【選抜者数の基本的な考え方】

一括審査の適用	一次選定による選抜者数
なし	5~10者
あり	10~15者

◀ 段階的選抜方式(チャレンジ枠)【試行】▶
 ○一次選抜者数の拡大
 ・最低10者選抜は固定
 ・競争参加者のうち、競争参加資格を有している者数に応じて、一次選抜者数を増やす
 ⇒10者を超えた者の半数(切り上げ)
 (例)競争参加者数20者の場合(全ての者が競争参加資格有)
 ⇒10(固定)+(20-10)×0.5=15者

出典)「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン」(令和元年 8 月国土交通省関東地方整備局)

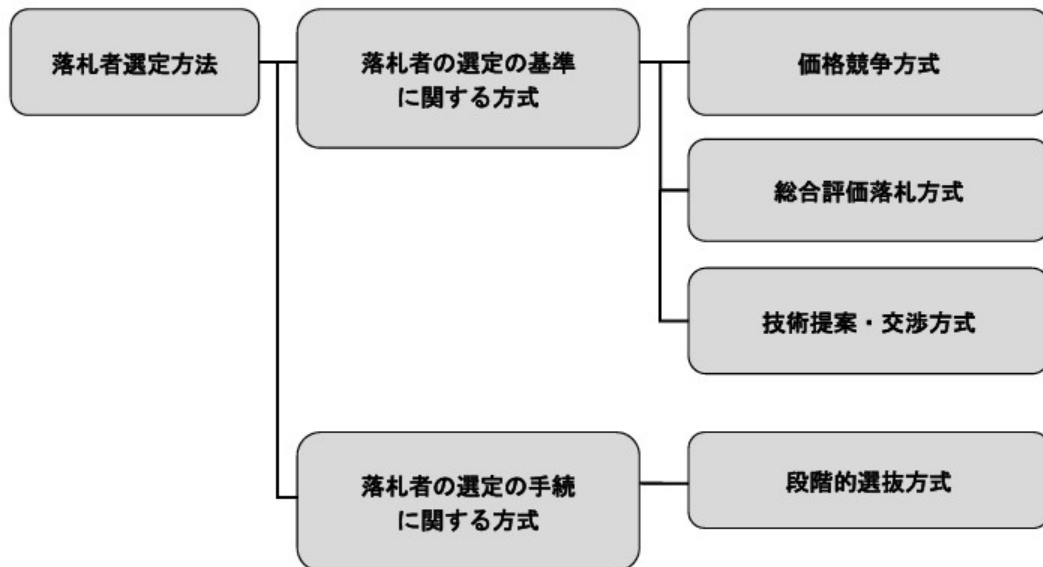
○ 落札者の選定方法の選択 ¹⁾

落札者の選定方法の選択に当たっては、「価格以外の要素の評価の必要性」、「仕様の確定の困難度」などを考慮する。

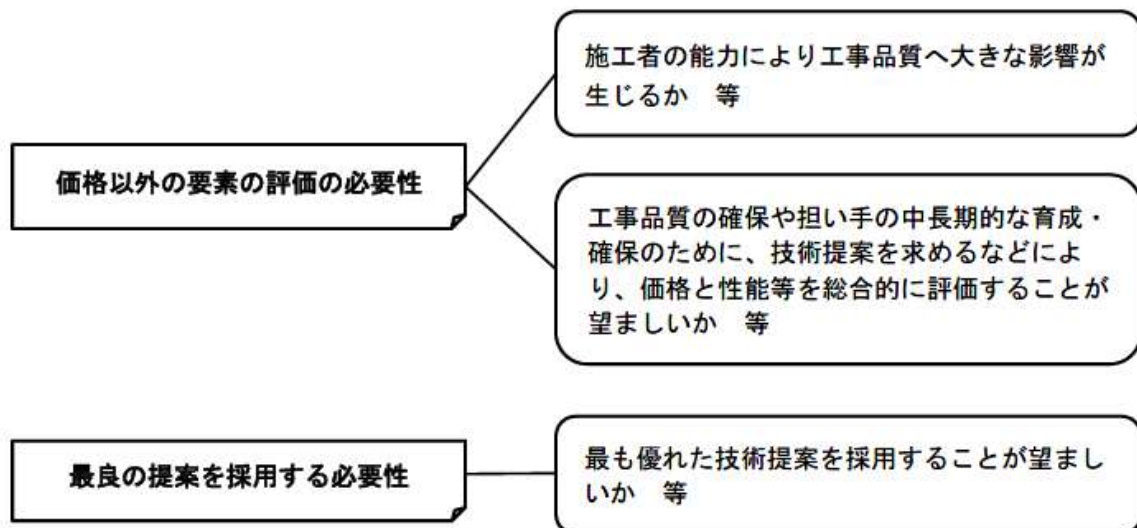
国土交通省では、発注者による適切な入札契約方式の選択が可能となるよう、多様な入札契約方式を体系的に整理し、その導入・活用を図ることを目的として、平成 27 年 5 月に、「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」をとりまとめている。

【落札者の選定方法の選択の考え方】

■ 主な落札者の選定方法



■ 主な落札者の選定方法の選択に当たって考慮する点



出典) 「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン 平成 27 年 5 月 国土交通省」

(参考資料)

1) 「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン 平成 27 年 5 月 国土交通省」

【指針本文】

(4) 支払い方式の選択

(支払い方式の概要)

主な支払い方式（施工の対価を支払う方法）は、以下のとおりである。

- ・ 総価請負契約方式

工種別の内訳単価を定めず、総額をもって請負金額とする方式

- ・ **総価契約単価合意方式¹⁾**

総価で工事を請け負い、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する方式

- ・ **コストプラスフィー契約・オープンブック方式**

工事の実費（コスト）の支出を証明する書類とともに請求を受けて実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬（フィー）を加算して支払う方式

- ・ 単価・数量精算契約方式

工事材料等について単価を契約で定め、予定の施工数量に基づいて概算請負代金額を計算して契約し、工事完成後に実際に用いた数量と約定単価を基に請負代金額を確定する契約

(支払い方式の選択の考え方)

支払い方式の選択に当たっては、以下のような点を考慮する。

- ・ 工事進捗に応じた支払い

－ 「工事の進捗に応じた支払いの実施が想定されるか」等

- ・ 煩雑な設計変更

－ 「煩雑な設計変更が発生することが想定されるか」等

- ・ コスト構造の透明性の確保

－ 「材料費、労務費等の全てのコストの構成を明らかにすることが求められるか」等

参考

¹⁾ 例えば、「総価契約単価合意方式の実施について」（国土交通省）を参照すること。

【解説】

○ 総価契約単価合意方式 ¹⁾

工事請負契約における受発注者間の双務性の向上、受発注者間の契約変更協議の円滑化を図る方式として、総価契約単価合意方式がある。本方式は、総価で工事を請け負い、請負代金額の変更があった場合の金額の算定や部分払金額の算定を行うための単価等を前もって協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する方式であり、その概要は以下のとおりである。

【総価契約単価合意方式の概要】

背景

・双務性の向上の観点から、請負代金額の変更があった場合の金額の算定、部分払い金額の算定に使用する単価等を、前もって協議して合意しておくことにより、受発注者間の契約変更協議の円滑化を図る。

【現状と導入後の比較】

要素	現状	導入後
契約方式	○総価で契約	○総価で契約 ・内訳を単価で合意(レベル4)
設計変更額算定に用いる単価	当初官積算に基づく単価 片務性の存在	受発注者間で合意した単価 双務性の向上
特徴	請負企業の技術的特性等が反映されない額となるおそれ 設計変更協議の難航	請負企業の技術的特性等が反映された額 設計変更協議の円滑化

生産性阻害要因の排除

適正な利益の確保

出来高部分払い方式の選択促進

適正なキャッシュフローの確保

出典)「総価契約単価合意方式の導入について」(平成 22 年 6 月国土交通省東北地方整備局)

○ コストプラスフィー契約・オープンブック方式 ²⁾

支払い内容の透明性の確保や契約後における実態に即した支払いに対応する方式として、コストプラスフィー契約・オープンブック方式がある。本方式は、工事の実費(コスト)の支出を証明する書類とともに請求を受けて実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬(フィー)を加算して支払う方式である。公共工事においては、フィーについても積算上の位置付けがないため、通常の契約との積算上の違いを明らかにした上で、法的な整理も含め、十分な検討が必要である。

【コストプラスフィー契約・オープンブック方式について】

「コスト+フィー方式」とは、工事においては施工業者のコスト(外注費、材料費、労務費等)とフィー(報酬)をガラス張りで開示する支払方法。

(中略)

(参考資料)

- 1)「総価契約単価合意方式の実施について」(平成 23 年 9 月国土交通省)
- 2)「CM方式活用ガイドライン」(平成 14 年 2 月国土交通省)

【コストプラスフィー契約・オープンブック方式について】(つづき)

オープンブック方式とは、工事費用を施工者に支払う過程において、支払金額とその対価の公正さを明らかにするため、施工者が発注者に全てのコストに関する情報を開示し、発注者又は第三者が監査を行う方式のことをいう。

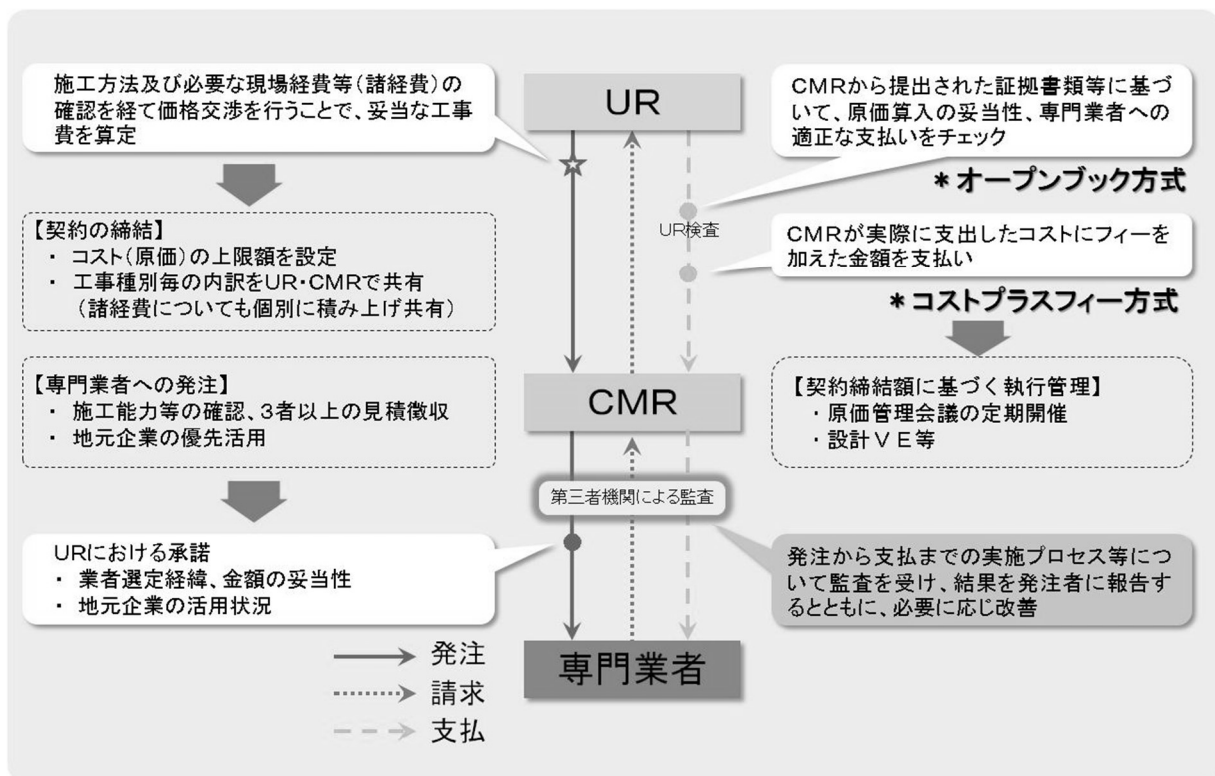
オープンブック方式では、

- ① CMRと施工者との契約金額が明らかにされること
- ② 施工者の領収書が添付され出来高払いによる実際の支払代金が毎月又は四半期ごとに明らかになること
- ③ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費などについても実費精算がなされ、労務費、材料費、外注費などの全てのコストが発注者に明らかになること
- ④ 必要な場合は発注者が第三者にオープンブックの監査を依頼することなどによってコスト構成の透明化が確保される。

出典)「CM方式活用ガイドライン」(平成14年2月国土交通省)

独立行政法人都市再生機構において、本方式を適用した事例については、以下のとおりである。

【コストプラスフィー契約・オープンブック方式を適用した事例(独立行政法人都市再生機構)】



【被災地における評価(ヒアリングによる)】

コストプラスフィー契約、オープンブック方式の導入

- ・ コストプラスフィー方式により、赤字のリスクが低減され、CMRとして安心感がある。
- ・ 専門業者(地元企業を含む)に対して、要求される水準のものを適正な価格で発注が可能。
- ・ 専門業者への公正な支払いが担保。
- ・ 専門業者も含め赤字リスクが極小化され、適正な利潤の確保が可能。
- ・ 透明性を持った事業推進によるゼネコンのイメージアップ。

出典)「第7回復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」(平成25年9月国土交通省)

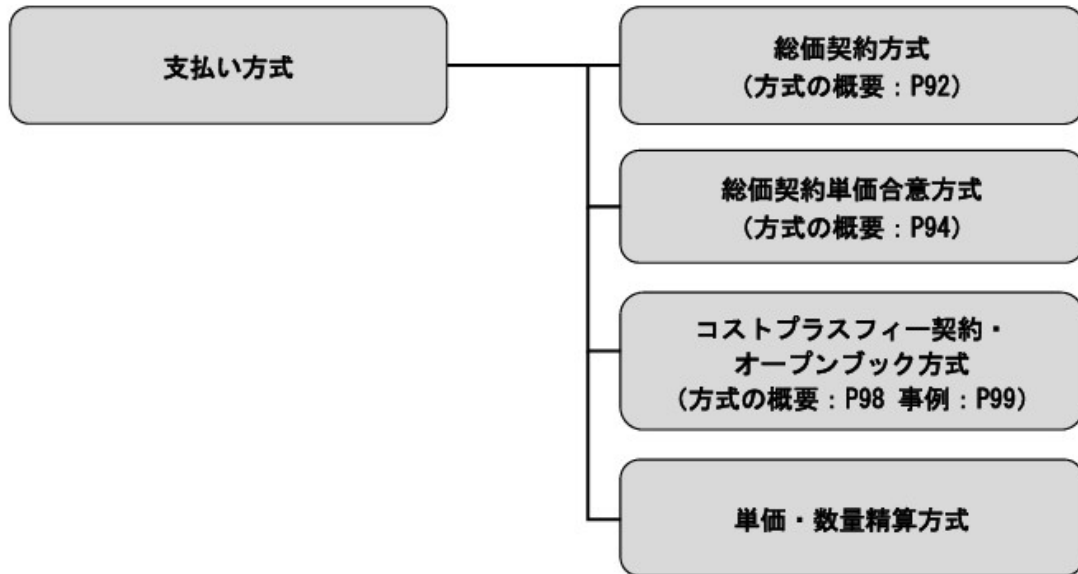
○ 支払い方式の選択 ¹⁾

支払い方式の選択に当たっては、「工事進捗に応じた支払い」、「煩雑な設計変更」、「コスト構造の透明性の確保」などを考慮する。

国土交通省では、発注者による適切な入札契約方式の選択が可能となるよう、多様な入札契約方式を体系的に整理し、その導入・活用を図ることを目的として、平成 27 年 5 月に、「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」をとりまとめている

【支払い方式の選択の考え方】

■ 主な支払い方式



■ 主な支払い方式の選定に当たって考慮する点



出典) 「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン 平成 27 年 5 月 国土交通省」

(参考資料)

1) 「公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン」(平成 27 年 5 月国土交通省)